

令和8・9年度一般競争(指名競争) 入札等参加資格審査申請要領

令和8・9年度に高野町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・販売及び役務の提供等の入札等に参加・希望する個人・法人の方は、下記に基づき申請書類を提出してください。

前回からの変更点

◎申請方法が電子申請に変わります。

これまでの紙申請からインターネットを利用した電子申請に変更となります。申請書や申請に必要な書類を高野町ホームページからダウンロードし、その後作成した書類をインターネットの専用申請サイトにアップロードする方法となります。

- ・高野町ホームページ(<https://www.town.koya.wakayama.jp/>)
- ・電子申請サイトBID-ENTRY(<https://bid-entry.com/>)

電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。

ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法に関しては、下記システム会社に問い合わせください。

- ・ミラ株式会社(電話：088-678-3450)

原則、電子申請による受付としています。ただし、高野町内に本店・本社がある業者のみ、電子申請に加えて、紙申請も受け付けます。紙申請の様式については、総務課地籍管財係でも配布を行います。

◎システム利用料がかかります。

| | |
|------------------|------------------------|
| 町内業者※1 | 無料 |
| 町外業者 (町内業者以外) | 有料 1申請あたり1,980円(税込) |

※1 町内業者(高野町内に本店・本社がある、もしくは、高野町内の支店・営業所等を委任先として登録する業者)

◎支払方法について

- ・支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー(ATM決済のみ)のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。※コンビニ、ペイジー(ATM決済のみ)のお支払いは、決済申込完了から7日以内、または申請期間終了日の早い方までに入金を完了してください。
- ・支払いは、申請期間内に完了させてください。入金確認後に申請受付となります。
- ・システム会社への支払いとなります。高野町への支払いは、受け付けておりません。
- ・申請後に取下げする場合等であってもシステム利用料は返金されませんので、ご注意ください。
- ・変更申請には、システム利用料は発生いたしません。

◎申請期間について

令和8年1月13日(火)から令和8年2月13日(金)まで

※申請期間を過ぎて行った申請は、一切受付できませんので、ご注意ください。

※申請期間終了日までに申請手続きを完了し、申請受付書を印刷してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

※申請内容に不備等があった場合、補正要求(差し戻し)を行う場合がありますので、早めの提出をお願いします。

◎認定有効期間について

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)

1. 資格要件

資格審査を受けるにあたっては、町長が必要と認める場合を除き、次の要件を備えていなければなりません。

- (1)申請する業種について、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けている者。
- (2)「建設工事」の申請においては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでおり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による審査(経営事項審査)を受けている者。
- (3)次の①から⑧のいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 一般競争(指名競争)入札等に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く)及び破産者で復権を得ない者

- ② 次の a から f までに該当する事実があった後、2年を経過しない者
- a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - b 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - c 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - d 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - e 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - f 上記 a から e までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 国税、都道府県民税及び高野町税に未納がある者
- ④ 高野町の使用料等に未納がある者
- ⑤ 「高野町暴力団排除条例（平成23年高野町条例第10号）」に基づく排除措置要件に該当する者
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていない者
- ⑧ 入札等参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記入をした者、又は重要な事実について記入をしなかった者

2.申請時の注意点

- (1)申請書類の中の重要な事項について虚偽の記入をした者、又は重要な事項を記入しなかった者は、資格の認定ができませんので、ご留意ください。
- (2)申請書類は、高野町と取引するうえでの基礎資料となるため、指定の事項は漏らさず記入してください。
- (3)「高野町暴力団排除条例（平成23年高野町条例第10号）」に基づき、排除措置を受けた個人・法人に対しては、入札等参加資格の取消し又は指名停止措置等の必要な措置を行います。
- (4)資格の認定を受けた個人・法人は、その住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名等が高野町の入札等参加資格者名簿に掲載され、公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (5)印鑑・ゴム印は、鮮明に押印してください。

3.申請受付後について

- ・申請受付後、隨時、審査を行います。申請内容に不備がなければ『審査済み』、不備があれば『補正要求』のメールを送信します。
- ・『審査済み』のメールが届けば申請完了となります。
- ・『補正要求』のメールを受信した場合は、すみやかに補正を行ってください。

補正期間の締切日時：令和8年2月24日(月)まで

※補正が行われず、令和8年2月24日(月)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

4.問い合わせ先

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町大字高野山636番地

本庁舎2階

高野町役場 総務課 地籍管財係

TEL：0736-56-3000（代表）

開庁時間：月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)